

# 旭川工業高等専門学校学生総合支援センター運営規則

制定 平成27. 3. 20達第15号

改正 平成28. 3. 24達第36号 平成29. 3. 23規則第8号

## 旭川工業高等専門学校学生総合支援センター運営規則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和45年達第4号）第22条第2項の規定に基づき、旭川工業高等専門学校学生総合支援センター（以下「センター」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

#### (目的)

第2条 センターは、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生相談室、キャリア形成支援室及び特別支援室をセンターとして集約することにより、各室が行う種々の指導や支援内容を関係教職員間で共有し、各室の連携を円滑にするとともにその相乗効果を高めることで、より充実した総合的な学生支援を推進することを目的とする。

### 第2章 業務及び組織

#### (業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合的な学生支援のための調査・分析及び企画・立案に関すること。
- (2) 学生相談室、キャリア形成支援室及び特別支援室間の連絡調整に関すること。

#### (組織)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、本校教員のうちから校長が指名する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理する。
- 5 センターに、次の室を置く。
  - (1) 学生相談室
  - (2) キャリア形成支援室
  - (3) 特別支援室

### 第3章 学生相談室

#### (業務)

第5条 学生相談室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の修学上支障となる個人的問題（メンタルヘルス等を含む。）に対する相談及び助言に関すること。
- (2) 学生相談に関する事業の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) 学生相談に関する調査、分析等を行うこと。
- (4) 学生に関するハラスメントの防止等に関すること。
- (5) いじめの防止等に関すること。
- (6) その他学生相談に関すること。

2 前項第4号に規定するハラスメントの防止等については、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（平成24年機構規則第113号）に基づき対応するものとする。

3 第1項第5号に規定するいじめの防止等については、旭川工業高等専門学校いじめ防止基本方針（平成27年達第8号）に基づき対応するものとする。

（組織）

第6条 学生相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
  - (2) 相談員
  - (3) 補助相談員
- （室長）

第7条 室長は、本校教員のうちから校長が指名する。

2 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 室長は、センター長の命を受け、学生相談室の業務を掌理する。

（相談員）

第8条 相談員は、本校教員若干人をもって充て、校長が指名する。

2 校長は、必要に応じて本校職員を相談員に指名することができる。

3 校長は、必要に応じて学外の専門家等を相談員に委嘱することができる。

4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

5 相談員は、室長の命を受け、学生相談室の業務を処理する。

（補助相談員）

第9条 補助相談員は、学生課所属の看護師をもって充てる。

2 補助相談員は、室長の命を受け、学生と相談員との連絡調整等の補助的業務を処理する。

（守秘義務）

第10条 相談員等は、業務上知り得た個人的秘密を他に漏らしてはならない。

#### 第4章 キャリア形成支援室

（業務）

第11条 キャリア形成支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア形成支援に関する事業の企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 本科及び専攻科向け並びに女子学生向けキャリア形成プログラムの策定及び実施に関すること。
- (3) 進路に関する指導及び支援
- (4) キャリア形成支援に必要な調査、分析等を行うこと。
- (5) 就職情報及び進学情報の収集、整理及び提供に関すること。
- (6) その他キャリア形成支援に関すること。

（組織）

第12条 キャリア形成支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
  - (2) 室員
- （室長）

第13条 室長は、本校教員のうちから校長が指名する。

- 2 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 室長は、センター長の命を受け、キャリア形成支援室の業務を掌理する。  
(室員)

第14条 室員は、次の教員をもって充て、校長が指名する。

- (1) 専攻主任のうちから1人
- (2) 各学科及び科から1人
- 2 前項第1号及び第2号の室員は、兼任できるものとする。
- 3 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 室員は、室長の命を受け、キャリア形成支援室の業務を処理する。  
(副室長)

第15条 キャリア形成支援室に、副室長を置くことができる。

- 2 副室長は、室員のうちから、室長が指名する。
- 3 副室長の任期は、室長がその都度決める。
- 4 副室長は、室長の職務を補佐するものとする。

## 第5章 特別支援室

(業務)

第16条 特別支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に基づく支援対象学生の決定に関すること。
- (2) 支援チームの設置又は解散に関すること。
- (3) 支援教育に関する教職員の意識向上に関すること。
- (4) 支援に必要なチューターの決定に関すること。
- (5) その他特別支援に関すること。

(組織)

第17条 特別支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員  
(室長)

第18条 室長は、教務主事をもって充てる。

- 2 室長は、センター長の命を受け、特別支援室の業務を掌理する。  
(室員)

第19条 室員は、次の教職員をもって充て、校長が指名する。

- (1) 専攻科長
- (2) 学生相談室長
- (3) 学生課所属の看護師
- 2 校長は、必要に応じて学外の者を室員に委嘱することができる。
- 3 室員は、室長の命を受け、特別支援室の業務を処理する。  
(支援チーム)

第20条 特別支援室は、支援が必要であると室長が判断した学生ごとに、支援チームを設置するものとする。

- 2 支援チームは、次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 支援を必要とする学生が本科第1学年及び第2学年である場合は、当該学生の学

級担任，学級担任の所属する科の科長及び室長が必要と認める教職員若干人とする。  
(2) 支援を必要とする学生が本科第3学年から第5学年である場合は，当該学生の学級担任，当該学生の所属する学科の学科長及び室長が必要と認める教職員若干人とする。

(3) 支援を必要とする学生が専攻科学生である場合は，当該学生の所属する専攻の専攻主任，専攻科長及び室長が必要と認める教職員若干人とする。

3 支援チームは，室長の命を受け，次に掲げる業務を処理する。

(1) 学生の障害の状況を把握し，支援計画の立案，実施に関すること。

(2) 保護者との連携・協力体制を構築すること。

(3) 学級内での理解の増進を図り，学習環境を整えるための援助を行うこと。

(4) 支援記録簿を作成すること。

(5) その他発達障害者の支援に関すること。

## 第6章 雑則

(事務)

第21条 センターに関する事務は，学生課において処理する。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか，センターの運営等に関し必要な事項は，別に定める。

## 附 則

1 この規則は，平成27年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規程等は，廃止する。

(1) 旭川工業高等専門学校学生相談室運営要綱（昭和58年達第1号）

(2) 旭川工業高等専門学校進路支援委員会規程（平成12年達第30号）

(3) 旭川工業高等専門学校特別支援室運営要綱（平成21年達第7号）

附 則（平成28. 3. 24 達第36号）

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3. 23 規則第8号）

この規則は，平成29年4月1日から施行する。